

623号

御座候毎々一方は御厚情御引立を蒙り難有御禮申上候

弊社は昨夏労働争議に關聯して工賃の間に不祥事件を惹起し町内各
御座候御迷惑相掛け候以來工賃に對する設備待遇及賃銀制度等々の改

善を施し以て工賃の福利増進を計り去る月工賃より實施致し候処其後

工賃の能率は従來の三分一乃至四分の一に低減するに至り候も弊社は之れ新

制度に不慣れ致し処として損失を忍びつゝ形勢を觀望するに四十餘日

に及ぶも依然として能率復元の望なく此儘に推移せんか到底事業

が不成立なる事明白なり是以て二月廿一日仕事分量の最低限度を前表

に産後親しく各工場を巡迴し之具に新制度の精神を以て會社目下の窮状を訴

懇切に依頼する処ありし作業の狀態依然として變らざるに於て今五日後

分量の最低限度に到達せざる場合は別列すべき事を各表に理其可なり

之を實施するに能率依然たるのみを會社の期待に副はざるもの多く到底事

業の継続をなすこと能はざるに至り有るに限りつ方法は以て及否を促し候も益

